参考資料38－１

フレキシブルファイバの扱いに関する論点について

令和２年11月24日

事　　務　　局

フレキシブルファイバの扱いに関する論点について

○　第四次報告書において、これまでの議論を踏まえ、フレキシブルファイバの扱いに関する論点について整理されたところであり、改めて以下の論点について、関係事業者にヒアリングを行うこととしてはどうか。

（1）接続で取り扱う範囲の明確化

①　接続として取り扱う範囲を明確にする観点から、**加入光ファイバの提供可否の判断基準については、どのような点が明確化されるべきであるか**。

②　その上で、**NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点**から、**どのような対応が必要か**。

　また、**既設設備区間の接続による提供**について、対応を要望する意見やかえって非効率になるとの意見等が寄せられているが、接続による提供を行うに当たって、**具体的にどのような問題があるか**。

（2）フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保

①　**加入光ファイバの接続料との比較で合理的な価格設定が行われているかという観点**も踏まえ、**フレキシブルファイバの適正な料金を担保するにあたりどのような対応を行うことが考えられるか**。

②　**フレキシブルファイバの透明性等を確保する方策**としては、例えば、**コストと料金の関係を時系列で比較し、差分について説明を求めること**や、**全卸先事業者との契約書等の提出を受け、総務省が検証・整理公表する**とともに**卸契約書の規定等に関して改善すべき事項があれば改善する**などの措置が考えられるが、どのように考えるか。

③　また、**提供の公平性**について、ガイドライン等のルールにより担保するべき等の意見が寄せられているところであるが、**どのような具体的な措置が必要と考えるか**。

（3）その他の検討事項

①　5G普及におけるフレキシブルファイバを含む光ファイバの重要性を踏まえ、**フレキシブルファイバの共用等、フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法**について、事業者において**考えられる取組はあるか**。また、**課題となるようなことはあるか。**

（参考）フレキシブルファイバの概要

○ フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等に対し、**既設設備が存在しないエリア等において、個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス**。提供形態は、これまで、卸電気通信役務でのみであり、相互接続では実施されていない。

○ フレキシブルファイバは、NTT東日本・西日本の**光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの**とNTT東日本・西日本の**光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの**の2つに大別される。

○ これらの**料金体系は同じ**であり、個別設備区間、既設設備区間、NTT局舎内それぞれにおいて料金が設定されている。

フレキシブルファイバ（光エリア外）

NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの。

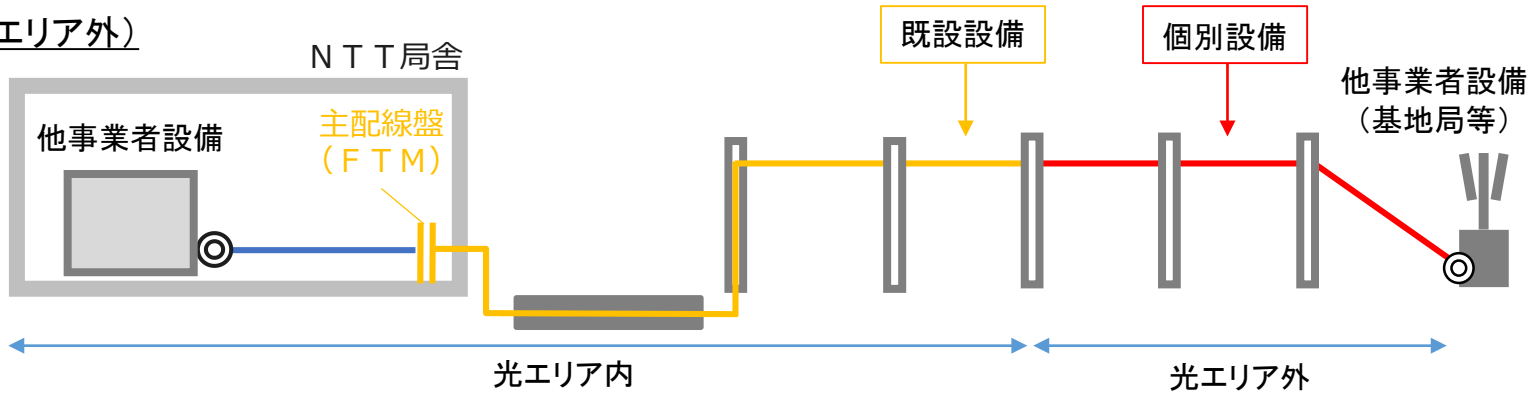

フレキシブルファイバ（光エリア内のビルの屋上等）

NTT東日本・西日本の光エリア内においてNTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの。

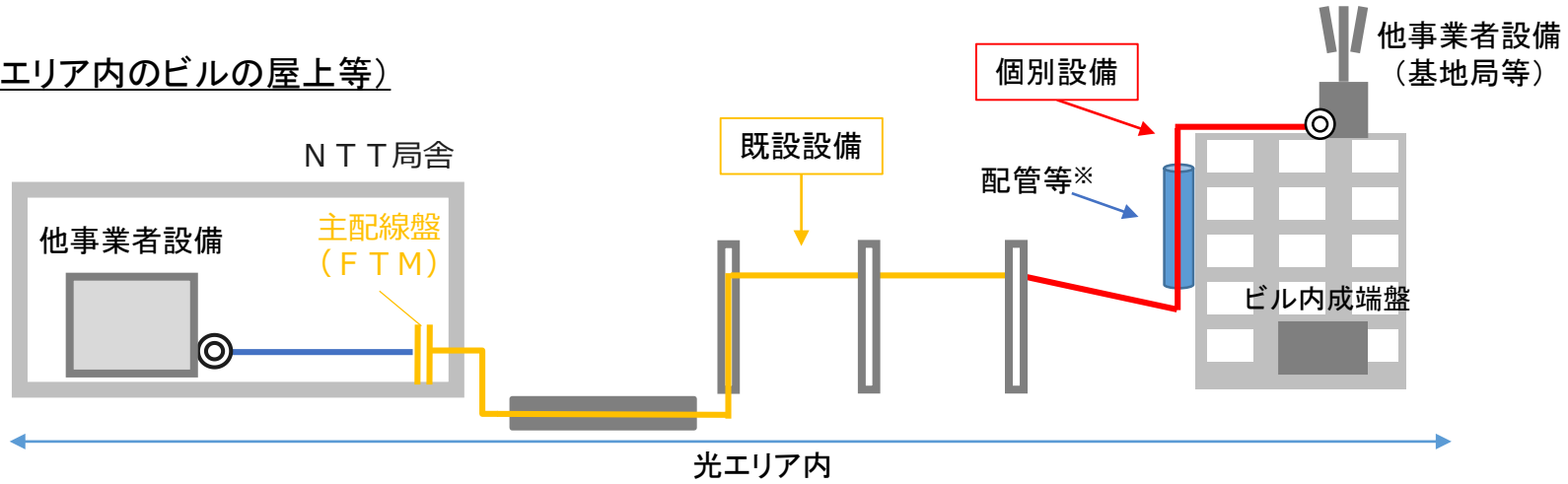

※ 配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナが準備（私設柱、建物外壁配管、地下配管等）

（参考）フレキシブルファイバの料金

○ フレキシブルファイバは、**個別設備区間、既設設備区間、局内設備区間ごとに料金が設定**されている。

○ フレキシブルファイバを利用する場合には、**局内光伝送路も局内設備区間として卸提供**されている。現在のところ、**フレキシブルファイバと局内ダークファイバ接続を組み合わせて利用することはできない**※こととされている。

※ 加入光ファイバ又は中継ダークファイバと合わせて提供される場合等を除く。

フレキシブルファイバの概要図

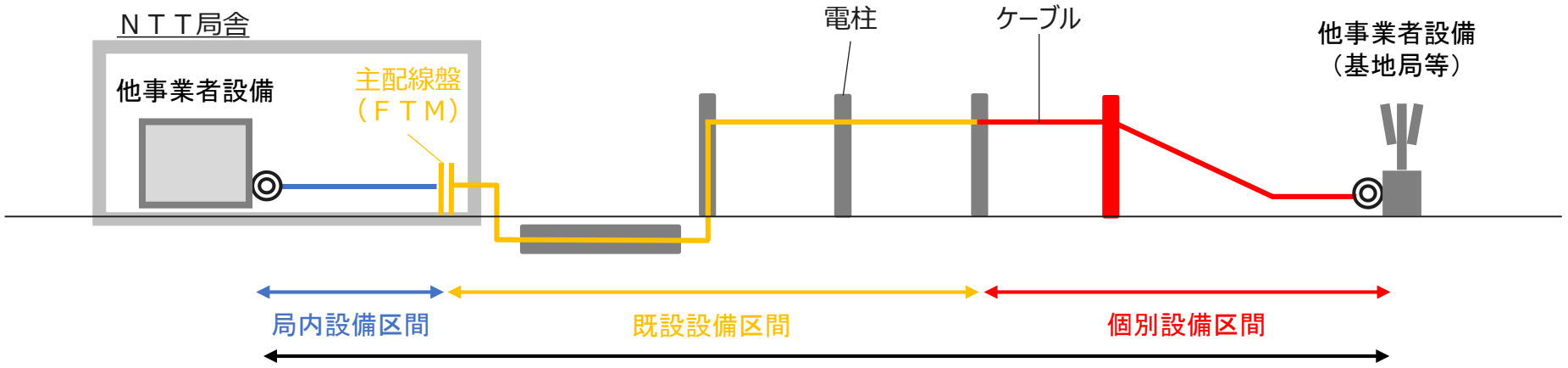

提供料金（2020年度）	局内設備区間	既設設備区間	個別設備区間（新設区間）
初期費用			
月額料金			
撤去費			

構成員限り

※1 局内設備区間は、加入ダークファイバ又は中継ダークファイバと合わせて提供される場合等を除く。
※2 局内ダークファイバの2020年度の接続料は、NTT東日本：351円、NTT西日本：284円。
※3 2020年４月からの料金。加入光ファイバ（シングルスター方式）の2020年度の接続料は、NTT東日本：2,244円、NTT西日本：2,361円。
※4 報酬等を含む。

● 接続料の算定等に関する研究会　第四次報告書（令和2年9月）

第1章 指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」の公正競争確保について

4. フレキシブルファイバの扱い

(3) 考え方

これまでの議論を踏まえ、フレキシブルファイバの扱いに関する論点について、以下のように整理し、5Gにおける利用も見据え、**速やかに検討を行っていくことが必要**である。

① 接続で取り扱う範囲の明確化

現在、携帯電話事業者等が携帯基地局等向けにNTT東日本・西日本の光ファイバを利用する場合には、まずNTT東日本・西日本に加入光ファイバによる提供の可否を確認し、対応ができないと判断された場合にフレキシブルファイバによる対応となるところ、**接続として取り扱う範囲を明確にする観点からは、加入光ファイバの提供可否の判断基準をより明らかにしていくことが適当**である。

その上で、**他事業者がフレキシブルファイバを利用せず、同様の設備構築を加入光ファイバとの接続で行う場合に必要な対応**について、**NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、関係事業者等からの要望も踏まえ、検討を進めていくことが適当**である。

なお、**他事業者から既設設備区間が接続となる新たなメニューの要望があった場合には、NTT東日本・西日本は当該事業者と適切に協議を行う必要**がある。総務省においては、その状況を注視するとともに、必要に応じて更なる措置を検討することが適当である。

② フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保

フレキシブルファイバは、指定設備を用いた卸役務であり、その提供条件の適正性・公平性・透明性を確保することは重要である。特に、**卸料金の適正性を判断するに当たっては、構成員から加入光ファイバとの料金差について累次にわたり指摘があった**ことを踏まえると、**加入光ファイバの接続料との比較で合理的な価格設定が行われているかという観点から検証することが適当**である。

フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性を確保する方策としては、例えば、**コストと料金の関係を時系列で比較し、差分について説明を求めること**や、**全卸先事業者との契約書等の提出を受け、総務省が検証・整理公表する**とともに**卸契約書の規定等に関して改善すべき事項があれば指摘するなどの措置**が考えられる。また、卸先事業者からは**提供の公平性に関するルール策定の必要性について意見があった**ところである。**本研究会においては、関係事業者等から意見を聴取するなどし、具体的な措置について更なる検討を行うことが適当**である。

③ その他の検討事項

構成員やオブザーバーから5G普及におけるフレキシブルファイバを含む光ファイバの重要性について意見があったことを踏まえ、例えば、構成員から指摘があった**フレキシブルファイバの共用等、フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法について、関係事業者における取組の状況を確認し、課題がある場合には必要に応じて検討を行うことが適当**である。

（参考）第四次報告書　意見募集の結果（フレキシブルファイバの扱い）①

○　第四次報告書（案）の意見募集において提出されたフレキシブルファイバに関する意見については、以下のとおり。

主な意見
（1）接続で取り扱う範囲の明確化
＜①加入光ファイバの提供可否の判断基準＞ ● 当社としては、接続として取り扱う範囲を明確にする観点から、加入光ファイバの提供に関する判断基準について、自主的に明確化した上で、その内容を接続約款等に規定していく考え。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】 ● 「自ら造る」よりも「NTT東日本・西日本から借りる」方が有利となり、NTT東日本・西日本を含めた多数の自己設置事業者における投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがあるので、接続として取り扱う範囲については慎重な議論が必要。【株式会社オプテージ】 ● フレキシブルファイバの扱いとして、「接続として取り扱う範囲を明確にする観点からは、加入光ファイバの提供可否の判断基準をより明らかにしていくことが適当」との考え方に賛同。【KDDI株式会社】 **＜②フレキシブルファイバと同様の設備構築を加入光ファイバとの接続で行う場合に必要な対応等＞** ● フレキシブルファイバは、収容局から事業者が要望する設置場所まで一気通貫で提供することで利用事業者にとって効率的な運用ができるもの。仮に、既設設備区間を接続約款に基づく相互接続協定により提供し、個別設備区間を卸契約により提供する場合は、かえって非効率になると考える。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】 ● 他事業者から、接続をより行いやすくする観点から具体的な要望があれば、前向きに協議を行い、必要な手続き等を検討する考え。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】 ● フレキシブルファイバは、提供エリア内外に関わらず、新設区間が含まれると、既設区間も含めて全体が卸役務による提供となり、仮にフレキシブルファイバを利用せず、新設される区間を接続事業者が同様の設備を自前で構築し、既設区間との接続で利用しようとすると一気通貫による利便性が損なわれ、効率性や構築スピートが低下することとなる。一方、加入ダークファイバ設備自体は、接続で利用する場合の光ファイバと何ら変わりがないため、既設区間は接続メニュー、新設区間は接続に準じたルールを適用し、利用できることを希望。【KDDI株式会社】 ● 制度化を図るにあたり、NTT東日本・西日本のシステム改修を行う場合は、利用事業者に過度な負担とならないよう、また、フレキシブルファイバの効率性、利便性が損なわれることがないよう、利用事業者との十分な協議の機会が設けられるよう希望。【KDDI株式会社】

（参考）第四次報告書　意見募集の結果（フレキシブルファイバの扱い）②

○　第四次報告書（案）の意見募集において提出されたフレキシブルファイバに関する意見については、以下のとおり。

主な意見
（2）フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保
＜①フレキシブルファイバの適正な料金の担保＞ ● 接続として取り扱う範囲を明確にした上で、既設区間は接続メニュー、新設区間を接続に準じたルールを適用し、新設にかかる追加費用（例えば、ルーラルエリアにおける構築費用、効率的な設計を行う費用等）の適正性・透明性を確保するため、総務省にて確認と検証が行われることを希望。【KDDI株式会社】 **＜②フレキシブルファイバの透明性等を確保する方策＞** ● フレキシブルファイバの適正性・公平性・一定の透明性の確保について、今後も必要に応じてフレキシブルファイバに関わる契約内容の詳細等を総務省に報告していく考え。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】 ● 光サービス卸と同様に、フレキシブルファイバの契約書においても、一部の規定を見直していく考え。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】 ● 「フレキシブルファイバは、指定設備を用いた卸役務であり、その提供条件の適正性・公平性・透明性を確保することは重要である。」との考え方に賛同。【KDDI株式会社】 **＜③提供の公平性に関する具体的な措置＞** ● フレキシブルファイバを利用する手続きの方法や標準的期間、負担する金額について接続に準じたルールを適用し、接続約款に定めるべき。【KDDI株式会社】 ● 「技術的に困難等の理由を除き、可能な限り提供を行うこと」や「差別的取り扱いの禁止」を、ガイドライン等何らかの手段で担保することについても、併せて検討すべき。【ソフトバンク株式会社】 ● NTT東日本・西日本に対し、「既設区間」の芯線が無い場合の芯線提供義務、若しくは、隣接する光ファイバ配線区画等より空き芯線を確保し提供することなどのルール整備が必要。【ビー・ビー・バックボーン株式会社】

（参考）第四次報告書　意見募集の結果（フレキシブルファイバの扱い）③

○　第四次報告書（案）の意見募集において提出されたフレキシブルファイバに関する意見については、以下のとおり。

主な意見
（3）その他の検討事項
＜①フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法＞ ● フレキシブルファイバの事業者間での共用に向けた検討を進めており、更なる効率化についても、利用事業者の要望に応じて検討を進めていく考え。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】 ● 「新設区間」にて新たに光ファイバの敷設が困難（地権者等の拒否や新たなルート構築が困難）な場合には、他の接続事業者へ既に提供している光ファイバや付帯設備（電柱・管路など）が有れば、その設備を積極的に共用することが可能となるようルール整備を要望。【ビー・ビー・バックボーン株式会社】 ● 既に他事業者へ構築・提供されているフレキシブルファイバやNTT東日本・西日本の付帯設備（電柱・管路・支線・支柱等）が存在するときは、利用を要望する他事業者が迅速かつ円滑に共用可能となるよう要望。その際、この共用のために多額のシステム改修費が発生しないよう検討することを要望。【ビー・ビー・バックボーン株式会社】 ● NTT東日本・西日本の提供エリア外である場合は、加入光ファイバの申請を省略しフレキシブルファイバの申し込みを可能にすることが必要。または、接続事業者の加入光ファイバ申請時に「加入DF提供NGの場合FF（フレキシブルファイバ）希望」などの文言を入れることで、無駄な加入光ファイバNG回答を待ってFFの申請を実施する必要が無くなり、シームレスで効率的なFF調査申請が可能になると考える。【ビー・ビー・バックボーン株式会社】 ● 「フレキシブルファイバを効果的・効率的に活用する方法」は、「既設区間」と「新設区間」に分け共用ルールの整備や柱上WDM等の既存技術を活用した方法等を早急に整備することを要望。【ビー・ビー・バックボーン株式会社】